

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和5年6月30日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

連携基盤システム構築及び運用・保守業務委託

(2) 業務内容

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）」が令和3年9月1日に施行され、地方公共団体が利用する基幹業務システムについて、国の提示する標準仕様書に基づき各事業者がガバメントクラウド（政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供するクラウドサービスの利用環境）等の環境に構築する「標準準拠システム」へ統一・標準化することが規定された。

上記を受け、世田谷区（以下、「区」という。）においては、令和7年度までの標準準拠システム移行に向けて、「標準仕様への準拠」を前提とした業務改革（BPR）を行うとともに「行政サービスの安定的な継続」を目指し、標準化を推進する。標準化にあたり、住民基本台帳（及び印鑑登録）、地方税（個人住民税及び軽自動車税）、介護保険、就学の6業務を標準化の第1期と位置づけ、令和6年度1月の標準準拠システム稼働予定とし、その他の標準化対象業務12業務を標準化の第2期と位置づけ、令和7年度1月の標準準拠システム稼働に向けて必要な検討・準備作業を進めている。

以上を踏まえ、標準化後、標準準拠システムを利用した区の事務運営を行う上で必要な機能等の実装に向け、共通機能等を実装した連携基盤システム（以下、「連携基盤」という。）の構築及び当該システムの運用・保守業務について以下のとおり実施すること。

① 業務実施計画書の作成

区の指示に基づき、体制管理、作業管理、リスク管理、課題管理、情報セキュリティ対策等を取りまとめた業務実施計画書の案を作成し区の承認を受けること。

② 関連事業者との協議・調整等

本業務に関連する事業者との間で、標準システム移行にあたり、必要となる協議・調整、移行に係る区への支援を行うこと。

③ 要件定義

連携基盤にて実装する機能・処理内容、画面・帳票内容（必要な機能のみ）、管理データ、運用フロー等を整理し、要件定義書として取りまとめ、区の承認を受けること。

④ 運用保守設計

運用設計及び保守設計を行い、定常時における月次の作業内容、その想定スケジュール、障害発生時における作業内容等を取りまとめた運用計画及び保守作業計画の案を作成すること。

運用計画及び保守作業計画案は、受託者が構築業務委託において、以下の⑫の内容を整理してとりまとめ、区の承認を得たうえで、連携基盤稼働後の運用・保守契約において、それに基づき業務を履行するものとする。

⑤ 構築計画/テスト計画

連携基盤の構築方法、環境、ツール、段取り、稼働判定基準等を記載した構築計画書を作成すること。

単体テスト、結合テスト、総合テストの体制、環境、作業内容、スケジュール、テストシナリオ、合否判定基準等を記載したテスト計画書を作成すること。

⑥ 基本設計/詳細設計

要件定義にて定めた内容をもとに開発に必要な設計を行い、基本設計書及び詳細設計書を作成すること。

⑦ 実装・テスト

詳細設計にて定めた内容を基に、連携基盤の設定や必要に応じた開発・テストを行うこと。

⑧ 区職員への教育等

システム利用者及び管理者向けに説明会や研修等を通じ必要な教育を企画・実施すること。

システム利用者及び管理者向けに操作マニュアルを作成すること。

⑨ 受入テスト支援

区が受入テスト実施する場合は、テスト計画書を作成・情報提供等の支援を行うこと。区が受入テストを実施する場合は、環境整備、運用等の支援を行うこと。

設計・開発の設計書、作業経緯、残存課題等を文書化し、次期運用者における運用及び保守が円滑に実施できるよう対応すること。

⑩ 連携基盤の稼働

区の稼働判定を受けて、構築計画書に基づく稼働に向けた作業を行うこと。

必要なソフトウェア・ミドルウェアの初期セットアップ作業等、業務を遂行できる環境構築作業全般を行い、利用可能な状態で提供すること。

⑪ ガバメントクラウド運用管理補助

受託者は、開発が発生した場合において、設計・開発の設計書、作業経緯を文書化し、運用及び保守が円滑に実施できるよう対応すること。

受託者は、区が連携基盤の更改を行う際には、次期の要件定義支援事業者及び設計・開発事業者等に対し、必要となる情報の提供及び質疑応答等の協力を行うこと。

⑫ 運用・保守

定期保守点検、標準仕様改正に伴う修正資産の提供、障害時の解析・対応、システムリソース監視、システムバックアップの取得・データリストア等のシステム運用・保守業務を実施すること。

(3) 履行期間

構築及び運用・保守業務の履行期間の想定は以下のとおり。

なお、以下の契約の単位は想定とする。

① 構築業務

契約締結の日（令和5年（2023年）9月中旬頃）から令和8年（2026年）1月5日まで（予定）

② 運用・保守業務

令和7年（2025年）1月1日から令和11年（2029年）12月31日まで（予定）

※運用・保守業務の契約は長期継続契約を想定するが、別途区との協議により決定する。

※当該契約に係る区の歳出予算の削減があった場合、または履行状況が不良であった場合は、当該契約を変更または解除することができるものとする。

3 参加資格要件

提案書提出時において、次に掲げる条件を全て満たすこと。

※なお、共同提案による参加（コンソーシアム）共同企業体の場合は、下記1.は代表企業となる事業者が条件を満たすことで足りるものとし、2.から9.については全ての構成員が満たすこととする。

1. 人口20万人以上の自治体において、基幹系システム導入の契約実績を有する事業者であること。
2. ISO/IEC27001またはJIS Q 27001の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」認証を受けていること。
3. ISO9001及びCMMIレベル3以上の認証のいずれかの取得または同等の品質マネジメントシステムを確立していること。
4. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
5. 区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
6. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
7. 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税、都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
8. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの者と関係を有する者ではないこと。
9. 区から入札参加禁止または指名停止を受けている期間中でないこと。

※なお、1.から3.については満たしていることを示す資料を添付すること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 実施方針の妥当性、想定リスクや課題とその対応策の妥当・有効性
- (2) 提案するシステムの概要・コンセプト等の的確性・優位性
- (3) 機能要件に対する基本方針の優位性、工程の明確性・妥当性、要件の充足度等
- (4) 非機能要件の充足度
- (5) 実施体制及びプロジェクト管理の妥当性
- (6) 連携基盤構築のスケジュール、関連事業者との調整事項に対する見解の深さ、職員負荷軽減策
- (7) 区職員への教育等に関する基本方針の妥当性、具体的なサービス内容の充実度
- (8) 運用・保守に係る基本方針・考え方の妥当性と具体的なサービスの有効性、機能拡張に対する基本方針及び費用の考え方の妥当性
- (9) ガバメントクラウド運用管理補助業務への基本方針の妥当性・区要求業務への対応充足度
- (10) 追加提案の的確性・有効性
- (11) 見積金額の妥当性

5 手続等

(1) 担当課

世田谷区DX推進担当部DX推進担当課

中村・宮田

電話：03-3439-1511

FAX：03-3439-2541

※問い合わせは、土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで

(2) 説明書（提案要求仕様書等）の交付期間、場所及び方法

① 期間

令和5年6月30日（金）から7月14日（金）まで

（土日祝日を除く。午前9時～午後5時まで）

② 場所

5（1）に同じ。

③ 方法

区ホームページ上からダウンロード又は直接交付を希望する者は5（1）の連絡先に事前連絡した上で来庁すること。

(3) 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

① 期限

令和5年月7日14日（金）午後5時（必着）

② 申込先

5（1）に同じ。

③ 方法

別途指定する様式に、事業者名、所在地、連絡先、部署名、担当者名等を明記のうえ、持参により提出すること。

(4) 提案書の受領期限、提出場所及び方法

① 期限

令和5年8月16日(水)午後5時(必着)

② 場所

5(1)に同じ。

③ 方法

持参に限る。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約保証金

免除

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口

5(1)に同じ

(6) 費用負担

参加申込書及び提案書の作成ならびに提出にかかる事業者の費用については、区では一切負担しない。

(7) 提出物の取り扱い

本選定の過程において事業者から提出された資料等については返却しない。

(8) 透明性・公平性の確保

透明性、公平性を確保する観点から、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の称号・名称、並びに提案書を特定した理由(審査経過等)については、区情報公開条例(平成13年3月13日、区条例第6号)の規定に基づき第三者に開示する場合がある。

(9) 契約

事業者選定後、区と選定者の協議により、最終的な仕様を決定し、後日契約する。

(10) 労働報酬下限額

区との契約では単年度で予定価格2,000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。

(11) 事業詳細

詳細は説明書による。

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



工事請負契約の 技能労働者の場合

**東京都の公共工事設計労務単
価の職種ごとの85%相当額**
(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の 労働者の場合

(不動産、賃貸借を除く)

1時間あたり **1,230円**

労働報酬下限額とは...

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき、告示します。労働者は、事業者(下請負者含む)のもとで、労働報酬下限額が適用になる契約案件()の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

予定価格が3千万円以上の工事請負契約及び予定価格が2千万円以上の工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)又は指定管理者協定

世田谷区公契約条例とは...

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
 電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
 FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約()において契約事業者配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所第一庁舎4階46番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	2,731円	潜かん世話役	3,921円	型わく工	2,827円
普通作業員	2,370円	さく岩工	3,326円	大工	2,720円
軽作業員	1,658円	トンネル特殊工	3,188円	左官	2,986円
造園工	2,338円	トンネル作業員	2,689円	配管工	2,561円
法面工	2,986円	トンネル世話役	3,592円	はつり工	2,720円
とび工	2,965円	橋りょう特殊工	3,230円	防水工	3,220円
石工	2,901円	橋りょう塗装工	3,315円	板金工	3,092円
ブロック工	2,689円	橋りょう世話役	3,794円	サッシ工	2,837円
電工	2,837円	土木一般世話役	2,816円	内装工	2,975円
鉄筋工	2,986円	高級船員	3,241円	ガラス工	2,805円
鉄骨工	2,731円	普通船員	2,572円	ダクト工	2,529円
塗装工	3,220円	潜水士	4,505円	保温工	2,455円
溶接工	3,326円	潜水連絡員	3,220円	設備機械工	2,476円
運転手(特殊)	2,689円	潜水送気員	3,135円	交通誘導員A	1,743円
運転手(一般)	2,242円	山林砂防工	2,859円	交通誘導員B	1,509円
潜かん工	3,305円	軌道工	5,143円	上記以外の職種	1,230円

上記の金額は熟練労働者に適用されます。

上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,365円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和4年12月20日告示によるものです。

適用対象は令和5年4月1日以後に締結する契約(上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く)です。